

いては、加茂警察署や可茂土木事務所等関係機関、役場内の各課、学校、PTAと連携し、合同点検などを行っております。点検結果や対策内容については、対策一覧表や対策箇所図を作成し、危険な箇所については、関係機関に改善を依頼し、補修などを行っています。

町道の安全確認について

問 国道・県道については、安全パトロールがあり、チェックをしていると思うが、町道においては、どのような安全確認をしているのか伺いたい。

答 道路パトロールについては、道路維持嘱託職員が、町内を通行する時に確認をしています。また、建設課職員が工事現場等に出向いた際に、道路の損傷や落石、倒木があった場合には、速やかに対応するようにしております。その他、町民からの通報や道路を通行した方からの連絡等の場合においても現場を確認し、対応しております。

問 今年9月、通学路において、山側から直径1mぐらいの大木が倒れ、民家を損傷した事例があった。通学の時間帯ではなかったため大事には至らなかったが、事前にある程度は対応ができたのではないか。その点について町の考えを伺う。

通学路の安全確認について

問 今年9月、通学路において、山側から直径1mぐらいの大木が倒れ、民家を損傷した事例があった。通学の時間帯ではなかったため大事には至らなかったが、事前にある程度は対応ができたのではないか。その点について町の考えを伺う。

答 今後は、学校での見回りや「通学路安全推進会議」の一層の充実を図っていきたく思います。

この会議の狙いは、継続的な通学路の安全を確保するために、合同点検を実施し、効果の把握を行い、対策や改善の充実を図るためのものです。現在は、PTA代表、学校の代表、教育委員会、建設課、防災安全室、加茂警察署交通課、可茂土木事務所担当者がメンバーとなっております。合同点検の結果から明らかになった対策等、必要な箇所については、具体的な実施内容を検討しております。

今年度は、教育委員会と建設課の合同で通学路におけるブロック塀等の危険箇所の点検を行い、所有者の方々へ安全点検の改善をお願いしました。さらに自然災害の面でも十分考え、農林課とも更なる連携を図ってきたいと思えます。

不審者対策について

問 新潟県で小学校2年生の女の子が下校途中に連れ去られ殺害された衝撃的な事件を始め、考えられないような事件が起こっている。可茂地区管内においても不審者の情報があり、今後何処にいても起こりうることだと思いが、子どもの安全に

向けた不審者対策について伺いたい。

答 新潟県の小学校において、下校中の子どもが殺害事件が発生するなど、近年、学校や通学路における事件が大きな問題となっております。通学中の声かけや付きまといなど、犯罪に対する安全対策が求められています。学校では、一人にならざるを得ない通学路を把握したり、低学年に対しては、子どもが一人になるところまで保護者の方に、迎えに来てもらったりしています。また、地域の方が家まで付き添っていただくなどの対応もしていただいております。

さらに、自分で自分の身を守る力を育成するために、不審者からの危機回避や対応の訓練を実施したり、子どもに護身用の防犯ブザーを持たせたりしています。学校によつては、不審者対策などの視点から通学路を見直し、変更したところがあります。

教育委員会としましても、「子ども110番の家」の推進や、見守りボランティアの方の活動の交流などに力を入れています。特に、毎年8月に行われている「見守りボランティアの会」では、不審者への対応についての話し合いを深めたり、警察の方から不審者への対応の講話をしていただいたりしています。

また、広報やおつ（6月号）では、教育委員会として2つのお願いをしております。

1つ目は、自宅での見守りです。下校時の防災行政無線による放送が流れた時、玄関先や庭先など外へ出ていただくことをお願いしています。そういったことが大切な子どもたちを事件や事故から守ることに繋がると考えています。

2つ目は、子ども達の登下校などの見守りボランティアの募集への呼びかけです。今後も子どもたちの安全対策に一層力を入れていきたいと思っております。



通学路



Q2 自然環境保全の災害防止に

通学路の適正な管理について

問 災害の発生など危険性が高まる中、多面的な機能と観点を含めて森林整備の適正管理が進められているが、健全な社会環境づくりとして、山沿いにある通学路の適正な管理もできないか伺いたい。

答 森林管理につきましては、全国的に長期的な林業の低迷や、森林所有者の世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない、伐採した後植林がされないなどの事態が発生してしまっています。

森林の適切な経営管理が行われないと、災害防止や地球温暖化防止など、森林の公益的機能の維持管理にも支障が生じることとなります。加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しています。

議員ご質問の通学路沿いの森林整備につきましては、本来、通学路に限らず、道路等に張り出した支障木は所有者の管理となります。

八百津町ホームページ内からの情報の中で「道路沿道地権